

第18章 廃棄物等

18-1 概説

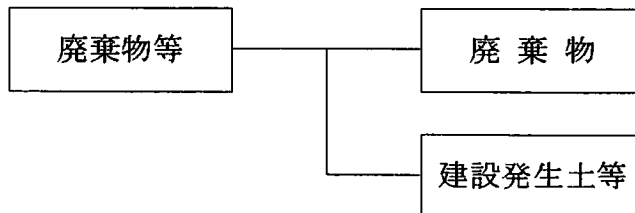
「環境要素の区分としての廃棄物」は、各事業の供用段階で発生する廃棄物や工事中に発生する廃棄物の量について着目するものであり、廃棄物処理施設においても、同様に工事中に発生する廃棄物や浸出水・余水処理に伴い発生する廃棄物があればこれらについて着目することを意味している。

一方、「事業区分としての廃棄物処理施設」については、事業に関連する環境要素として大気環境、水環境、土壌環境、自然環境、環境負荷に係る各項目があり、これらの要素について環境影響評価を行うことになる。

1 廃棄物等の定義

廃棄物等とは、廃棄物及び建設工事に伴い発生する建設発生土等を含めたものとして定義する。

図18-1



廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状のもの又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）」として定義されており、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

「産業廃棄物」とは「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等その他政令で定める廃棄物及び政令で定める航行廃棄物並びに携帯廃棄物」をいい、「一般廃棄物」とは「産業廃棄物以外の廃棄物」をいう。

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、揮発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものを、それぞれ特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物と定義されている。

建設発生土等とは、建設工事に伴い副次的に発生する土砂であり、廃棄物処理法の廃棄物には該当しない。建設発生土等には、港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる浚渫土や土地造成の目的となる土砂等がある。

環境影響評価の対象事業の範囲には、建設工事及び供用時に発生するすべての廃棄物及び建設発生土等が対象となる。

図18-2 廃棄物等の分類

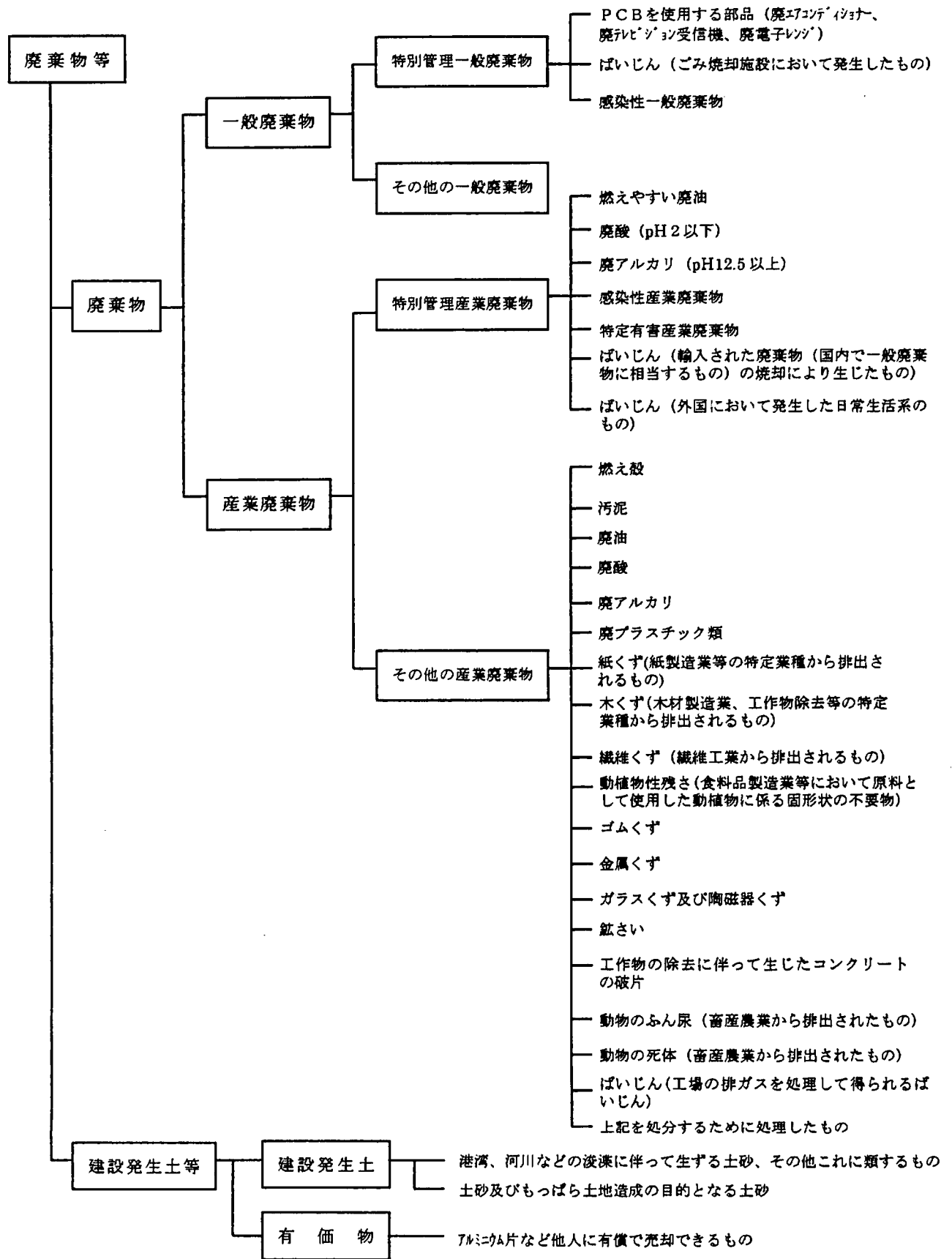


表18-1(1) 産業廃棄物の種類

| 種類 | | 具体例 |
|----------|--------------|--|
| 燃え殻 | | 石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、廃カーボン、廃活性炭、炉掃出物、すす、クリンカー、廃棄物を焼却した後に発生した灰 |
| 汚泥 | 無機性汚泥(泥状のもの) | 浄水場汚泥、鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、その他排水処理施設汚泥、プラストカス、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、建設高含水汚泥、ベントナイト汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料 |
| | 有機性汚泥(泥状のもの) | 廃水の生物処理により生ずる汚泥、製紙汚泥、ビルビット汚泥（し尿を含むものは除く）、下水処理汚泥、下水道管渠洗浄汚泥、染色廃水処理汚泥 |
| 廃油 | 一般廃油 | エンジンオイル、機械油、コンプレッサ油、油圧油、モータオイル、ギヤオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、ガソリン、灯油、軽油、重油、原油、ハロゲン化炭化水素類（トリクロロエチレン、四塩化炭素など）、アルコール、ベンゼン、トルエン、シンナー、ケトン、エーテル、洗浄油、廃塗料（油性のものに限る）、廃インク（油性のものに限る）、アマニ油、桐油、ゴマ油、天ぷら油、魚油、ヘッド、ラード、サラダ油 |
| | 固型油 | アスファルト、タールピッチ、パラフィンロウ、蒸留残タールピッチ、固型せっけん、固型脂肪酸、クレヨン、バステル |
| | 油泥 | タンクスラッジ |
| 廃酸 | | 硫酸系、塩酸系、硝酸系、フッ化水素酸、クロム酸、混酸、塩化鉄、ギ酸、酢酸、酒石酸などの廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、水洗工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他の工程廃液 |
| 廃アルカリ | | アンモニア系、カセイソーダ系、カセイカリ系、シアン化ソーダ系、シアン化カリ系、金属せっけんなどの廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、水洗工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他の工程廃液、各種アルカリ性の塩類廃液 |
| 廃プラスチック類 | 廃プラスチック | フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂、ケイ素樹脂、ジアリルフタレート樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリアミド樹脂、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリアセタール樹脂、ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、PVC繊維、PVDC繊維、ポリエチレン繊維、ポリプロピレン繊維、テフロン繊維、合成皮革、天然繊維 50%未満の混紡、廃塗料（固形状のものに限る）、廃接着剤、FRP（繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチックなど）、セルロイド、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず、ケミカル廃材 |
| | 廃タイヤ | 廃タイヤ |